

令和7年6月23日

住宅局市街地建築課

令和7年度 住宅団地再生推進モデル事業の二次募集を開始します！ ～地域住民等による住宅団地再生の取組を全面支援～

地域住民等による創意工夫を凝らしたモデル性の高い住宅団地（戸建住宅団地・共同住宅団地）の再生に係る調査・検討や既存ストックの改修工事等の取組に対し、手厚い支援（活動費等は全額補助）を行う「住宅団地再生推進モデル事業」について、本日より二次募集（随時受付）を開始します。

1) 事業概要

国土交通省では、地域住民による持続可能な住宅団地（戸建住宅団地・共同住宅団地）の再生の取組手法を確立することを目的として、モデル的な団地再生の取組を実施する民間事業者等を公募し、国が選定した事業の実施に要する費用の一部を補助（活動費等は全額補助）します。【別添参照】

2) 募集期間・選定方法 令和7年6月23日（月）～9月12日（金）

なお、提出順に受付し、評価委員会による個別の評価を踏まえ随時採択します。

※ 期間中であっても、予算上限に達した時点で受付を締め切る場合があります。

3) 応募書類の提出方法

対象となる住宅団地が所在する市区町村の住宅団地再生担当宛てに応募書類一式を電子メールにて提出してください。**（最終受付：令和7年9月12日（金）12時）**

※ 事業主体が市区町村の場合は、管轄の都道府県へ提出。

※ 募集要件等の詳細については、「募集要領」をご覧ください。

※ 募集要領・申請様式は、以下のホームページより入手ください。

<国土交通省ホームページ>

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr5_000074.html

【問い合わせ先】

住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 竹之内、梅澤

TEL：代表 03-5253-8111（内線 39663、39678）

直通 03-5253-8517



高齢化等の課題を抱える住宅団地を再生し、将来にわたって持続可能なまちの形成を推進するため、地域再生法改正（令和6年10月1日施行）による措置に加え、地域住民による持続可能な団地再生の取組手法を確立することを目的として、民間事業者等によるモデル的な団地再生の取組に対して支援する。

＜募集期間＞

令和7年6月23日（月）～9月12日（金）

（期間中は、随時応募を受付、順次審査、採択します）

※期間中であっても、予算上限に達した時点で受付を締め切ることがあります。
 ※令和7年度の提案内容は、原則として令和8年2月27日までに事業が完了する取組が対象となります。

＜提案事業の主な実施要件＞

- ・資金面又は人材面の観点から、継続性を考慮したモデル的な取組であること。
- ・モデル事業に取り組む民間事業者等と地方公共団体が連携し、住宅団地再生に取り組むこと。
- ・事業主体は事業の実施により得られた成果・知見を国に報告すること。

＜事業主体（応募者）※＞

地方公共団体及び以下のいずれかの要件に適合する都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等

- ①地域再生推進法人等であること又は地域再生推進法人等を予定している者（以下「推進法人等」という。）
- ②推進法人等と連携し、住宅団地再生に取り組んでいる者

※複数の事業主体が連名により応募することも可能です。
 ※1団地につき複数の団体が応募することも可能です。
 この場合、活動内容等を確認させていただく場合がございます。

＜事業期間＞ 補助金の交付が開始された年度から**最大3箇年度以内**

＜補助対象＞ 以下の①および②を組合わせ取組むことも可能

①団地再生の取組に向けた体制整備

補助率：10/10（300万円まで）

＜取組内容の例＞

○団地再生に取り組む住民組織の構築（推進事業）

- ・有識者等の派遣による勉強会の開催
- ・住民組織の法人化 など



○地域課題の調査検討（推進事業）

- ・ワークショップによる地域住民の意見集約
- ・住民アンケートによるニーズ調査
- ・地域交通の導入可能性調査 など



○地域住民の機運醸成（推進事業）

- ・シンポジウムの開催
- ・地域イベント（夏祭り等）を活用した周知・啓発

○整備計画・事業計画の作成※（整備計画作成・事業計画作成）など

※整備計画および事業計画は、ハード整備に取り組む際に必要となります。

②既存ストックの改修等によるハード整備

補助率：国 1/3 地方 1/3 ※

※ 地方公共団体や民間事業者等による負担は、既存ストックを賃貸等する際の価格の減免や固定資産税等の減免など現物による負担を含めるものとする。

＜取組内容の例＞

- 既存ストックの改修による高齢者施設・子育て支援施設・コワーキングスペース等の整備
- 公共空間のバリアフリー化や、既存公共施設・コミュニティ施設等の改修による整備
- 公園、緑地、広場の整備 など



現物負担の例

○民間による現物負担

- ・空き家、空き地などの所有者が民間事業者等に譲渡又は賃貸する際の価格の減免 など

○地方公共団体による現物負担

- ・地方公共団体が所有する不動産を民間事業者等に譲渡又は賃貸する際の価格の減免
- ・モデル事業により整備された施設等に係る固定資産税等の減免 など